

## 発達障害相談室「チューリップ」を開設しています

障害者福祉課 ☎224-5785

Fax 225-3033

市では、児童の発達障害の早期発見や適切な支援のため、専門相談窓口を開設しています。

相談業務は、市が委託したNPO法人チューリップ元気の会が行います。相談は、事前予約が必要です。「集団行動が苦手」「友達関係が上手にできない」「読み書きや計算が不安」など、少しでも気になることがあります。ましたら、ご相談ください。

相談日時：毎週火曜日、午前10時～

正午▼午後1時～3時(第3火曜日、祝・休日、年末年始を除く)

相談場所：職業センター

対象：市内在住・在勤で18歳未満の

発達障害のある児童とその保護者

または支援者  
申し込み：NPO法人チューリップ元気の会の専用フォームから(市ホームページからも可)

## Jアラートの試験放送を流します

防災危機管理室 ☎224-5554

Fax 225-2895

国が発する緊急地震速報や弾道ミ

## 自主防災活動に取り組んでいます

都市景観課 ☎224-5961

Fax 225-9800

市内には、国が選定した「重要伝統的建造物群保存地区」があり、同地区とその周辺では、火災等から建物などを守るために、地域の皆さんが自主的に防災活動に取り組んでいます。また、同地区には、市によって初期消火用の簡易型屋外消火栓が29基配置されていて、災害に備えています。

11月13日には、同地区内の自治会や商店街の皆さんが、川越まつり会館駐車場で消火訓練を開催しました。当日は、消防士による消火器の取り扱い訓練や火災予防に関する講話、簡易型屋外消火栓の操作説明などが行われました。いざというときに地区を火災等から守るため、日常的な操作訓練が大切です。この地区は自主的な防災活動により、守られています。



消防士から消火訓練を受ける地区の皆さん

## 平成30年交通事故発生状況

防犯・交通安全課 ☎224-5721

Fax 224-6705

昨年、市内で発生した人身交通事故件数は1407件で、死者数は3人でした。人身事故は前年と比較して4件減少、死者数は前年よりも5人下回る結果となりました。

死亡事故の特徴としては、高齢の方に関係する事故や交差点付近での事故が多くなっています。交通事故を防ぐため、次のような点に注意が必要です。

●自動車運転者は、横断歩道手前で

## 市税などの納期のお知らせ

納期限は、2月28日(木)

固定資産税(第4期)

国民健康保険税(第8期)

収税課 ☎224-5686

Fax 226-2538

後期高齢者医療保険料(第8期)

高齢・障害医療課 ☎224-5842

Fax 224-7318

介護保険料(第8期)

介護保険課 ☎224-5817

Fax 224-5384

は減速しなければなりません

●信号機のない横断歩道では、歩行者が優先です

●交差点以外の道路横断中の死亡事故は、横断歩道のない場所でも多く発生していて、その多くは歩行者にも法令違反があります

●車両も歩行者も、「相手が止まるだろう」などと思い込まず、自分の目でしっかりと安全確認を行うことが必要です

自動車運転者は歩行者優先を徹底し、安全運転を心掛けましょう。

また、歩行者・自転車利用者も交通ルールやマナーを遵守しましょう。

# 心身に重度の障害のある方に医療費の一部負担金を助成しています

高齢・障害医療課 ☎224-6195 ☎224-7318

市では、心身に重度の障害のある方に、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金などを助成しています。助成を受けるには、受給資格の登録が必要です。登録をしていない方は、必要書類を持参の上、同課(本庁舎2階)で手続きをしてください。

**対象**…身体障害者手帳1～4級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1級の方、または後期高齢者医療広域連合による障害認定を受けた方など  
\*平成27年4月1日以降に、65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。

\*受給資格の登録後に所得審査を行います。助成対象となった方には「川越市重度心身障害者医療費受給者証」を交付します。

**必要書類**…障害の程度を証明する物(身体障害者手帳等)、健康保険証、本人名義の振込先口座が分かる物、印鑑、マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)

証等)

## 登録した方の窓口での支払いについて

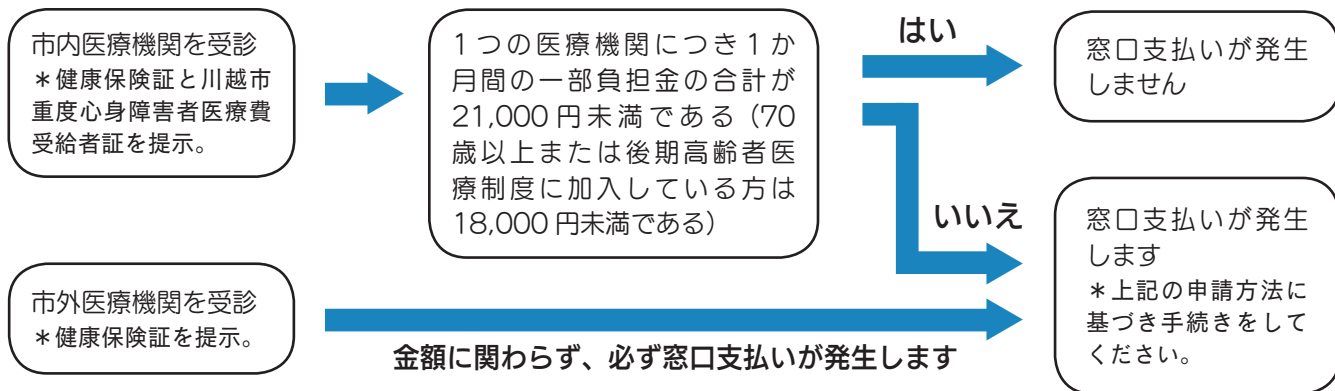
市内医療機関の窓口で健康保険証と川越市重度心身障害者医療費受給者証を提示してください。支払い金額等により窓口支払いが発生しない場合があります。窓口支払いが発生した場合は、次の申請をしてください。後日、登録した口座に支払った金額を振り込みます。窓口支払いについて詳しくは、下図をご確認ください。

**申請方法**…川越市重度心身障害者医療費支給申請書と領収書の原本を郵送または直接同課・市民センター・南連絡所(郵送の場合は〒350-8601川越市役所高齢・障害医療課)

\*申請書は、申請場所で配布しています(市ホームページからもダウンロード可)。

\*支払日から5年経過すると助成を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

## 〈窓口支払いについての流れ〉



市内医療機関を受診  
\*健康保険証と川越市重度心身障害者医療費受給者証を提示。

1つの医療機関につき1か月間の一部負担金の合計が21,000円未満である(70歳以上または後期高齢者医療制度に加入している方は18,000円未満である)

はい

窓口支払いが発生しません

いいえ

窓口支払いが発生します  
\*上記の申請方法に基づき手続きをしてください。

金額に関わらず、必ず窓口支払いが発生します

ごみ処理とぴつくす  
ペットボトルのキャップ・ラベルはなぜ外すの？

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054



- 市では、ペットボトルをゴミ集積所に出す際に、キャップ・ラベルを外すようお願いしています。キャップ・ラベルを外すことで、次のようなメリットがあります。
- 材質が異なるペットボトルとキャップ・ラベルを分けることで、リサイクルの効率があがる
- 中の空気が抜けてつぶしやすくなり、一度に多くの量を運ぶことができる
- 飲み物の残りや危険な異物が入っていないか、すぐに分かる
- キャップを外したついでに軽くすすぐことで、虫や異臭等の発生を防止できる
- キャップ・ラベルを分別することで、リサイクルがスムーズになります。

## ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- インフルエンザが大流行しています 保健予防課 ☎227-5102 ☎227-5108  
せきエチケット、手洗い、適度な湿度の保持、十分な休養とバランスのとれた食事を心掛け、感染を予防しましょう。
- 中央公民館分室の貸し出し停止について 中央公民館 ☎222-1394 ☎226-2006  
中央公民館分室は、建物の老朽化等により4月以降の貸し出しを全面停止します。ご理解とご協力をお願いします。

## 「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」(素案)に対する意見募集

市ではマイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーを含む特定個人情報を取り扱う事務について、その適正な取り扱いを確保し、個人のプライバシー等の権利利益を保護するため、特定個人情報保護評価を行っています。

今回、左表の事務を取り扱うシステムの更新に伴い、同評価書の作成を検討しています。市民の皆さんの意見を反映するため、同評価書(素案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：3月11日(月)(必着)まで

閲覧場所：各担当課・市民センター・南連絡所

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方  
意見の提出方法：閲覧場所配布する意見用紙に必要事項を記入し、郵送・ファクスまたは直接各提出先\*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができません。

取り扱う事務	担当課・問い合わせ	提出先
住民基本台帳に関する事務	市民課(本庁舎1階) ☎224-5744 ☎225-5371	〒350-8601 川越市役所市民課
個人住民税課税に関する事務	市民税課(本庁舎2階) ☎224-5640 ☎226-2540	〒350-8601 川越市役所市民税課

### 意見の取り扱い

提出された意見は、今後の評価書作成の参考にします。また、意見の内容と市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表しません。

## 東京2020オリンピックまであと500日

オリンピック大会室 ☎224-6315

☎224-8712

東京2020オリンピックのゴルフ競技が、市内にある霞ヶ関カンツリー倶楽部を会場として、2020年7月30日から開催されることから、狭山市と共催で、500日前イベントを次のとおり開催します。当日はオリンピックで実際に使用されるコースの見学や、コースを使用したゴルフデモンストラーションなど、ゴルフ観戦のノウハウも学べます。

会場：霞ヶ関カンツリー倶楽部(笠幡)  
定員：300人(抽選)  
申し込み：住所・氏名・年齢・電話番号、500日前イベント参加希望の旨を、3月8日(金)(必着)までにハガキで〒350-8601川越市役所オリンピック大会室(市ホームページからも可。申し込み期間終了後に、抽選結果を送付します)  
\*下記の2次元バーコードからも申し込みできます。



## 所得税等の確定申告・納付はお早めに

平成30年分の所得税等の申告・納付期限は次のとおりです。確定申告書は、国税庁ホームページや確定申告の手引きを利用し、自宅で作成してe-Taxで送信、または添付書類と一緒に郵送で〒350-8666並木452-2・川越税務署に提出してください。

\*所得税の確定申告をする方は、原則、市・県民税の申告は不要です。

●個人事業者の消費税および地方消費税申告・納付期限：4月1日(月)

●贈与税申告・納付期限：3月15日(金)

●受付会場・時間等

会場：川越税務署(並木452-2)

開設期間：2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)

\*日曜日は2月24日・3月3日に限り開設します。  
受付時間：午前8時30分～午後4時(相談開始時間は午前9時から。提出は午後5時まで)

\*相談内容が複雑な場合は、午後3時までに受け付けを済ませてください。

### 申告・納付期限

●所得税および復興特別所得税申告・納付期限：3月15日(金)

郵送の場合で申告書(控)に税務署受付印が必要な方は、受付印を希望する旨の添え書きと切手を貼った返信用封筒を同封してください。確定申告に関する問い合わせは、国税庁ホームページ「タックスアンサー」「確定申告特集」をご確認ください。

# 集積所での布類の定時収集が始まります

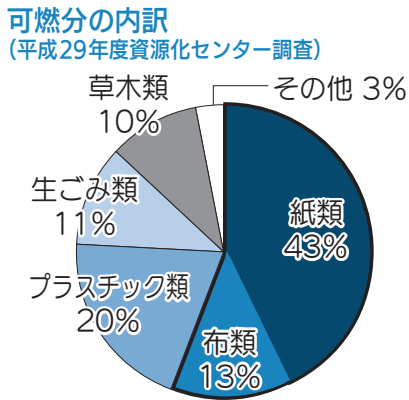
4月から4週に1回、「布類」の定時収集を開始します。資源の循環的な利用を促進し、循環型社会を構築するため、分別にご協力をお願いします。

## ごみ処理の状況

平成29年度に市内から排出されたごみの量は、集団回収で出された資源物を除くと、10万5041tでした。平成28年度と比較すると218・4t減少していますが、ごみ処理には費用が掛かるため、引き続きごみの減量・資源化が必要です。

## 可燃ごみの中の資源物

左のグラフは、可燃ごみの成分から水分などを除いた可燃分の内訳を分析したものです。



## 定時収集を開始します

市では、可燃ごみから資源物である布類を取り

資源物である

紙類、布類で50%を超えています。

可燃ごみには、まだまだ多くの再生可能な資源物が含まれていることが分かります。

## 布類の分け方・出し方

### 布類で出せる物

- シャツ・ジャケット・セーター・スラックス・スカート・着物など
- 下着類
- 毛布・シーツ・タオルなど



### 布類で出せない物 → 可燃ごみの収集日に出してください

- 布団・枕・靴・靴下・ネクタイ・ぬいぐるみ・カーテン・汚れや破損のひどい物



### 布類の出し方

- 白色半透明または無色透明の袋に入れてください。袋の口を必ずしっかりと縛ってください
- 段ボール・紙袋に入れて出すことはできません
- 布類が雨にぬれると資源になりません。雨の日は次の収集日に出してください



### 布類の行方

集められた布類は、主に①中古衣料として海外に輸出、②工業用ウェス(雑巾)に加工して使用、③綿状にほぐしシート状に加工して軍手などに利用します。



除き、ごみの減量・資源化を図るため、4月から布類の定時収集を開始します(一部地域を除く)。拠点回収に合わせて家の中のためにためておいた布類は、収集日に集積所へ出してください。収集日程等について詳しくは、3月発行の広報川越と同時期に配布される「家庭ごみの分け方・

出し方」をご確認ください。なお、地域で資源物を回収する集団回収を実施している地域は、集団回収を優先してください。\*年2回の拠点回収は、定時収集の開始に伴い、終了します。つばさ館での常時回収は、4月以降も引き続き実施します。

資源循環推進課 Tel 239-6267

Fax 239-5054